

## 森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

平成24年12月18日制定

平成26年5月27日改定

平成27年3月24日改定

平成28年3月22日改定

平成28年9月20日改定

平成29年4月1日改定

令和元年9月26日改定

令和3年2月16日改定

令和3年5月25日改定

令和4年1月25日改定

令和4年11月22日改定

### (目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別な定めのある場合を除き、この規程を適用するものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から教育研究機関に配分される競争的資金を中心とした公募型の公的研究資金をいう。

2 この規程において「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教育職員で研究活動を行うもの、「森ノ宮医療大学 科学研究費助成事業 応募資格に関する規程」により応募資格を付与され研究活動を行うもの、本条第1項に掲げる競争的資金等による研究費補助事業を実施する研究代表者、研究組織又は研究拠点の代表者及び外部の研究機関の研究代表者から競争的資金等の配分を受けた研究分担者をいう。

4 この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

5 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

6 この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員

全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充て、その職名を公開するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、次条に規定する統括管理責任者および第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理を行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、重要事項を審議する大学経営・質保証会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。
- 4 最高管理責任者は、自らが様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究支援センター長をもって充て、その職名を公開するものとする。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、第3条第5項で定めるコンプライアンス教育、および第6項で定める啓発活動の具体的な計画を策定・実施しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部署等における競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、研究科長、鍼灸情報センター長、事務局長をもって充て、その職名を公開するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務をおこなわなければならない。
  - (1) 自己の管理監督又は指導する部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、全ての構成員に対して第5条第3項で定める実施計画に基づいたコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 不正を起こさせない組織風土を形成するため、全ての構成員に対して第5条第3項で定める実施計画に基づいた啓発活動を定期的実施する。
  - (4) 研究代表者等が適切に競争的資金等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応

じて改善を指導する。

(ルールの特明確化と相談窓口)

第7条 競争的資金等に係る事務手続きのルールについては、明確化・統一化に努めるとともに、全ての構成員および競争的資金等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に分かりやすい形で周知しなければならない。

- 2 競争的資金等に係る事務処理手続きの相談窓口（以下「相談窓口」という。）を、研究支援業務担当部署に置く。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続きや使用に関するルール等についての学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。
- 4 競争的資金等の執行に係る申請、支払方法、その他手続き等については別に定める。

(行動規範)

第8条 不正使用を防止するため、本学の研究代表者等の行動規範を策定する。

(構成員の責務)

第9条 構成員は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。

- 2 構成員は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者ならびに理事長あてに提出し、本学において適正な競争的資金等の運営・管理を推進することを確約しなければならない。
- 3 前項までの義務を履行しない者にあつては、競争的資金等の申請ならびに運営及び管理に関わることができない。

(防止計画推進部会)

第10条 本学における競争的資金等に関する不正防止を推進するため、防止計画推進部会を設置する。

- 2 防止計画推進部会は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。
- 3 防止計画推進部会に関する事項は別に定める。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第11条 防止計画推進部会は、内部監査室と連携し、競争的資金等の不正を発生させる要因の所在や態様につき、本学全体の状況を体系的に整理及び把握・評価するものとする。

- 2 防止計画推進部会は、最高管理責任者が策定する基本方針に基づき、統括管理責任者の指揮の下、具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 前項で定める不正防止計画は、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして位置付け、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとし、本条第1項に定める競争的資金等の不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とする。
- 4 統括管理責任者は、本学全体の不正防止計画の評価を行うとともに最高管理責任者に報告する。また、研究代表者等、研究支援業務担当部署、その他関連部署等に周知し、策定された不正防止計画の確

実な実施を確保するものとする。

- 5 最高管理責任者及び統括管理責任者は、策定された不正防止計画を定期的に点検し、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、必要に応じて見直しを行うよう防止計画推進部会に指示するものとする。
- 6 防止計画推進部会は、監事との連携を強化して必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行うものとする。
- 7 研究支援業務担当部署やその他関連部署等については、不正根絶のために防止計画推進部会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施するものとする。

(モニタリング)

- 第12条 統括管理責任者は、前条に規定する不正防止計画の実施状況について防止計画推進部会に指示しモニタリングを行うとともに、実施状況に過不足があると判断した場合、又は、適切に実施されていないと判断した場合には、最高管理責任者にその旨の報告を行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括管理責任者に、不正防止計画の見直しを指示し、確実な実施を確保するよう指示するものとする。

(内部監査の実施)

- 第13条 競争的資金等の適正な管理のために、内部監査体制の整備を図るものとする。
- 2 本規程に定める範囲において内部監査を行う部署は、理事長と最高管理責任者の適切な情報共有のもと、両者の直轄的な位置づけとして、実効性のある監査を実施するものとする。
- 3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況等について監査を行うものとする。
- 4 内部監査を行う部署は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的資金等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うものとする。

(監事)

- 第14条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用について、本学全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べなければならない。
- 2 監事は特に統括管理責任者、又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べなければならない。

(通報窓口の設置)

- 第15条 本学内外からの不正使用等（その疑いがあるものを含む）に関する通報（以下「通報」とい

う。)を受け付ける窓口を内部監査室に置く。

- 2 通報窓口が通報を受け付けたときには、当該通報の内容を確認の上、通報窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報の内容を精査し、必要に応じて、調査委員会を設置して調査を行うものとする。

(告発等の取扱い)

第16条 前条で定める窓口において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む告発等(以下「告発等」という。)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の配分機関に報告するものとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第17条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。

- 2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者を含む調査委員会を設置する。
- 3 第三者の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第18条 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(認定)

第19条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第20条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとし、また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に

係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒)

第21条 競争的資金等の不正使用が発生した場合、該当者を対象とする就業規則における懲戒規程に従って、処分を課することができる。

(取引停止等の措置)

第22条 競争的資金等の不正使用が発生した場合、不正使用に関与した業者等について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(競争的資金等の返還等)

第23条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用が発生した場合、速やかに当該競争的資金等を配分する国等に報告を行わなければならない。

2 前項の報告に基づき、国等から当該競争的資金等の返還及び必要な措置等を求められた場合、その指示に従うものとする。

(定めのない事項の取扱い等)

第24条 この規程に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴き、最高管理責任者が決定する。

附 則

- 1 この規程は平成24年12月18日から施行する。
- 2 この規程は平成26年5月27日から施行する。
- 3 この規程は平成27年3月24日から施行する。
- 4 この規程は平成28年3月22日から施行する。
- 5 この規程は平成28年9月20日から施行する。
- 6 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 7 この規程は令和元年9月26日から施行する。
- 8 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 9 この規程は令和4年1月25日から施行する。
- 10 この規程は令和4年11月22日から施行する。